

申請に必要な書類

- (1) 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）
 - (2) ワーク・ライフ・バランスレベル診断チェックシート
 - (3) 就業規則、その他関連規程（育児・介護休業規程など）
 - (4) 申請書に記載した、ワーク・ライフ・バランスの取組がわかる資料等
 例：次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」、
 取組・制度の社内周知メールや通知文の写し、
 育児休業等申請書の写し 等
 - (5) 会社概要がわかるパンフレット等
 - (6) (3)～(5)のデータ（CD-R等に格納し、企業名を記入の上で提出ください。）
- ※このほか、申請書類提出後に、追加して資料提出等をお願いする場合があります。
御協力をお願いします。

申請・問合せ先

港区産業振興課 ☎ 03(6435)4613
 〒108-0014 港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア8階

申請に関する事項等、詳しくはお問い合わせください。

(1)(2)のダウンロード及び電子申請はこちらからお願いします。



所在地 芝5-36-4

アクセス

- JR「田町」駅
三田口（西口）から徒歩4分
- 都営三田線・浅草線「三田」駅
A4出口から徒歩3分
A3出口から徒歩4分

港区

ワーク・ライフ・バランス

推進企業認定事業

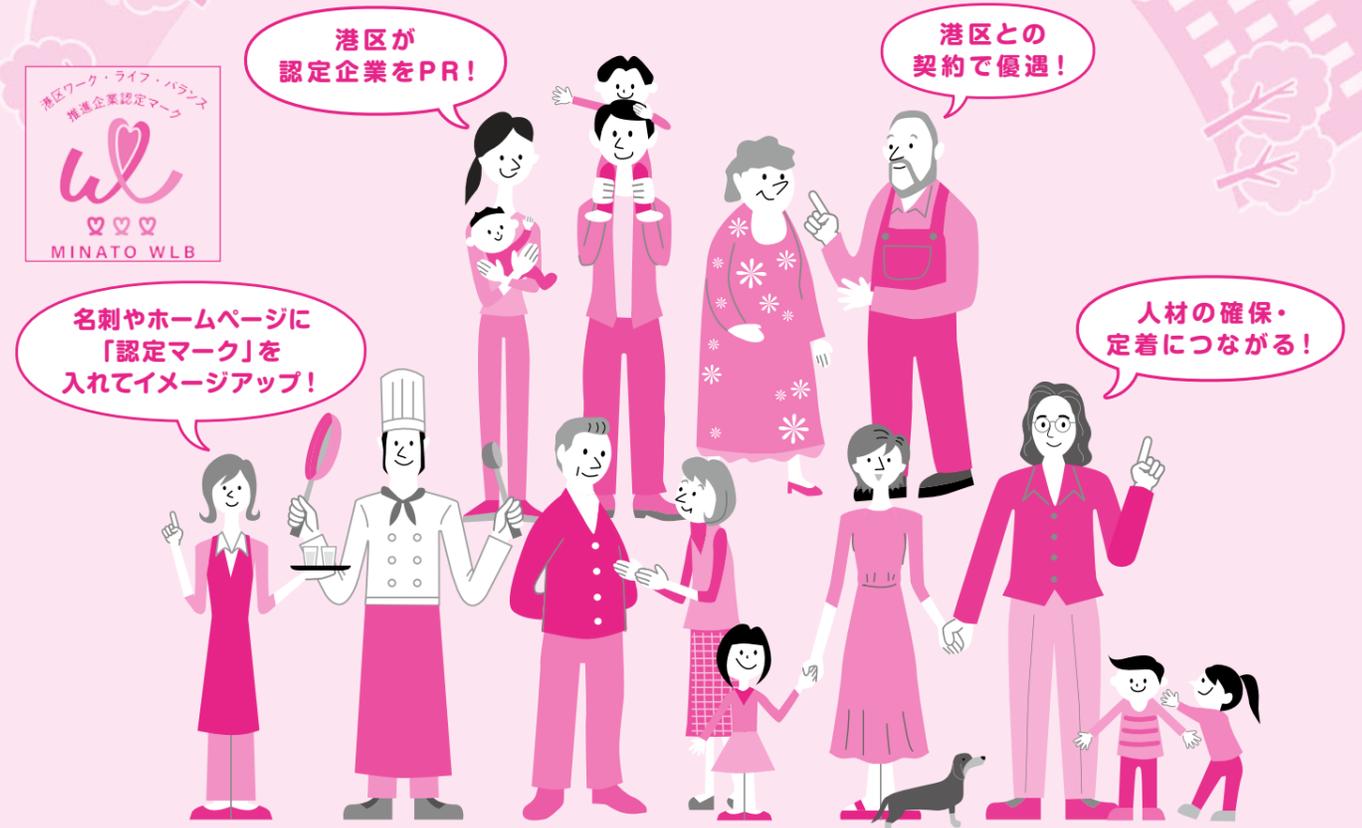
<申請要領>

～働きやすい職場の実現に取り組む企業の皆さまへ～

港区では、仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる中小企業を認定し、その取組を応援します！

令和6年度の認定申請受付期間

令和6年4月21日（日）～6月30日（日）

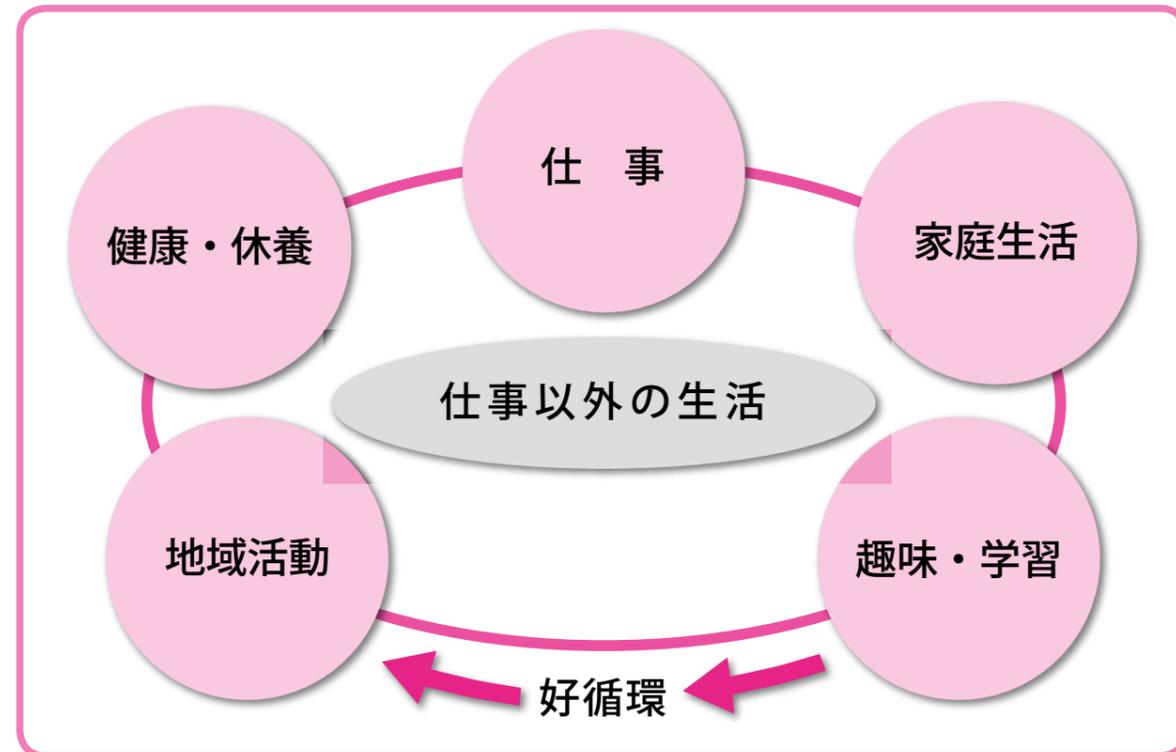


ワーク・ライフ・バランスとは? …… P2
 令和5年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介 …… P3
 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業とは? …… P4～5

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準 …… P6～7
 申請に必要な書類、申請・問合せ先 …… P8(裏表紙)

ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、「仕事」と子育てや介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実している状態をいいます。その実現のためには、従来の働き方や時間の使い方を見直すことが重要です。そうすることで、個人は充実した生活をおくり、成長しながら働くことができます。企業にとっても社員の力を十分に活用して、持続的に発展することができ、社会全体にも活力が生まれます。



**ワーク・ライフ・バランスは
業務見直しのキッカケにつながります**

ワーク・ライフ・バランス推進の一環として仕事と家庭の両立支援に取り組むことで、仕事の進め方について見直すキッカケや、人材確保・定着につながる等、企業にとって多くの効果が期待できます。



令和5年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介

【新規認定企業取組内容一覧(認定期間:令和5年12月1日から令和8年11月30日)】

企業名	認定分野	取組内容(抜粋)
株式会社MICHALLON	地・働	出社が必要な時以外は、在宅勤務ができる等、柔軟な働き方を進めています。六本木商店街振興組合と協力し、花の植え込みを児童と行うなど地域活動にも積極的に取り組んでいます。
株式会社エス・アイ・ティ	働	勤務時間の短縮や社員向けに目標設定や時間管理等の研修を行っています。毎週社内で課題共有する場を設け、カバーし合える体制を構築し、有給休暇を取得しやすい環境を整えています。
クラウドグレイス株式会社	子・介・働	全社員が参加する研修にて、ワーク・ライフ・バランスの考え方を共有しています。年1回全社員に対してのアンケートや定期的な面談を実施し、一人ひとりに合う働き方の提案をしています。
株式会社バルクホールディングス	子・介・働	フレックスタイムや時短勤務、リモートワーク、年次有給休暇の積立等の制度を構築し、仕事と家庭生活の両立を図れる環境整備をしています。また、ジョブポスティング制度や社内フリーエージェント制を導入し、社員のキャリア支援をしています。 ※グループ全体で取組が共通しているため、一つにまとめて紹介しています。
株式会社バルク	子・介・働	
株式会社MSS	子・介・働	
株式会社CEL	子・介・働	
株式会社サイバージムジャパン	子・介・働	

【更新企業一覧(認定期間:令和5年12月1日から令和8年11月30日)】

企業名	認定分野	企業名	認定分野
株式会社ライフイ	子・介・働	株式会社ナレッジリー	子・働
株式会社リベロ・パーフェクション	子	株式会社ベッセルジャパン	子・介・働
東京街路株式会社	地		
イマジン・グローバル・ケア株式会社	子・働		

-(認定分野凡例)-
子…子育て支援、地…地域活動支援、
介…介護支援、働…働きやすい職場環境づくり

その他の認定企業については、こちらをご覧ください



港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定 事業とは？

1 認定事業の対象は？

次の要件すべてを満たす中小企業です。

(1) 区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項に該当する企業。

中小企業者の定義業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(2) 労働基準法第36条の規定に該当する場合は、書面による協定をし、これを行政官庁に届け出ていること。

(3) 労働関係法令が遵守されていること。

(4) 認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に有していないこと。

(5) その業態が公序良俗に反していないこと。

2 対象となる取組内容は？

(1) 子育て支援分野(仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる)

(2) 介護支援分野(仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいる)

(3) 働きやすい職場環境づくり分野(長時間労働の削減等、働きやすい職場づくりを積極的に行っている)

それぞれの取組内容の具体例については5ページをご参照ください。

●育児・介護休業法の最新の法令等はこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※令和6年度から「地域活動支援分野」は、「働きやすい職場環境づくり分野」に統合されました。

3 ワーク・ライフ・バランス認定企業のメリットは？

(1) 認定企業を区が広くPRします。

「広報みなと」や港区立産業振興センターホームページ等において、認定企業を紹介します。

(2) 契約制度で優遇します。

①入札：工事及び業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の評価項目に、「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点」が設定されており、加点対象となります。【工事請負契約・業務委託契約：50点のうち1.5点】

②プロポーザル方式による選考：プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業等に認定されている場合、加点対象となります。【一次審査の事務局採点項目の配点の5%】

(3) 企業のイメージアップになります。

「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付します。

社内やホームページに掲げてお客様や就職活動中の学生等にPRできます。

また、名刺などに区が提供する認定マークを入れてPRをすることができます。

また、名刺などに区が提供する認定マークを入れてPRをすることができます。

また、名刺などに区が提供する認定マークを入れてPRをすることができます。

また、名刺などに区が提供する認定マークを入れてPRをすることができます。

また、名刺などに区が提供する認定マークを入れてPRをすることができます。

(4) 人材確保・人材の定着につながります。

誰もが働きやすい職場環境を整えることにより、多様な人材の確保や長く働く人材が増え、企業の生産性の向上につながります。



4 認定期間は？

認定期間は、令和6年12月1日から3年間です。なお、認定を受けた翌年度には、フォローアップヒアリングを実施し、認定分野に関する取組状況の確認や、必要に応じてワーク・ライフ・バランス推進のためのアドバイス等を行います。

対象となる取組内容

子育て支援分野

- 安心して子どもを産むことができる環境の整備
- 誰もが育児休業を取得しやすい環境の整備
- 働きながら子育てしやすくするための制度の導入・仕事内容への配慮
- 育児休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

介護支援分野

- 誰もが介護休業を取得しやすい環境の整備
- 働きながら介護しやすくするための制度の導入・仕事内容への配慮
- 介護休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

働きやすい職場環境づくり分野

- 誰もが働きやすい職場環境・風土づくり
- 働き方の見直しをするための取組
- 女性の能力活用についての取組
- 働きやすい職場にするための人事管理面での配慮
- 誰もが能力開発やキャリア・アップができるようにするための支援
- 社員が地域活動に取り組みやすくする制度 など



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の流れ

推進企業認定の申請書類の準備

申請受付期間 令和6年4月21日(日)～6月30日(日)

事前調査 区が委託する事業者が企業を訪問しヒアリングを行います

内容審査(審査会) 時期:10月下旬予定

認定・認定証交付・広報 ※日程は別途ご連絡いたします。

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準

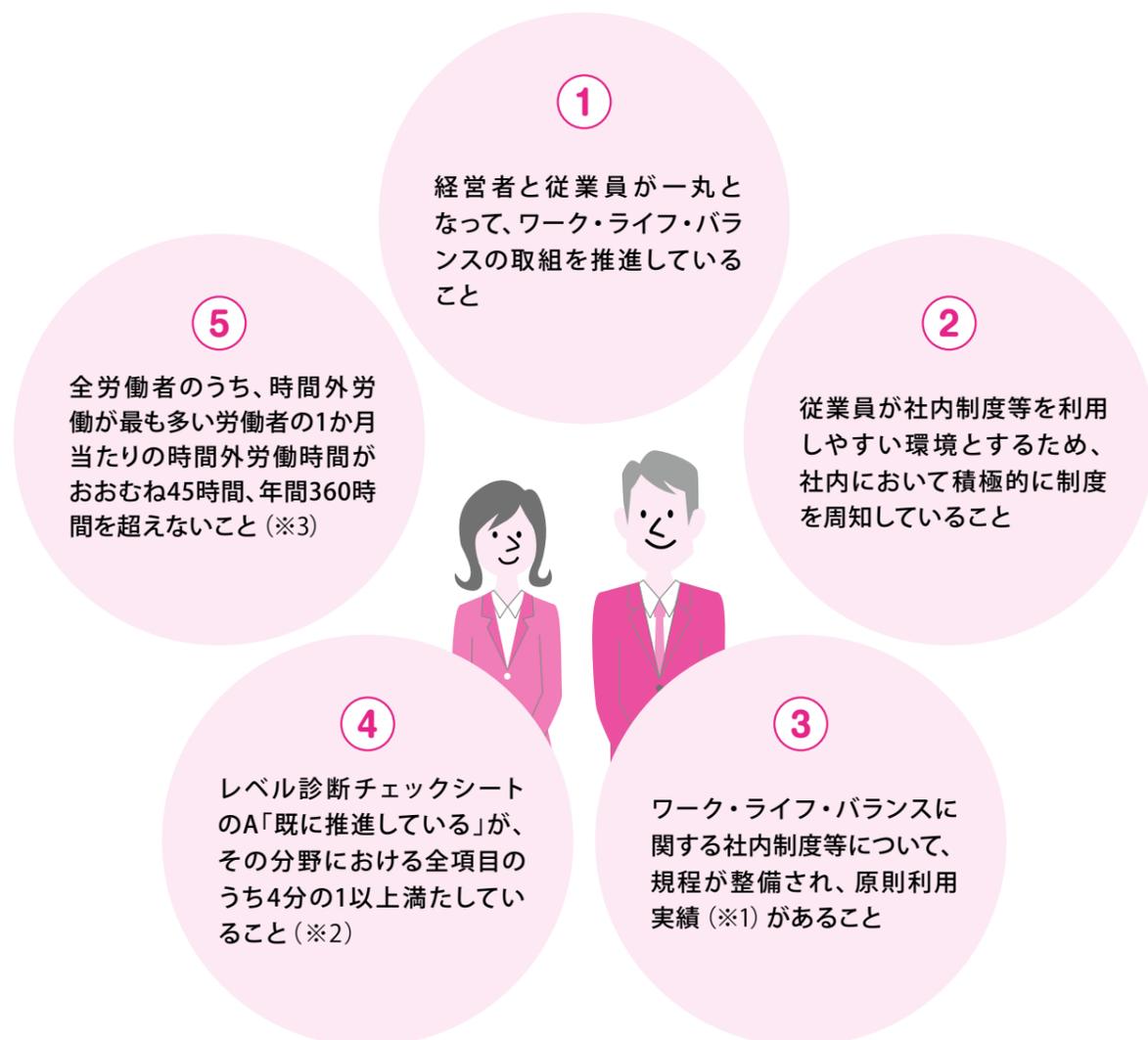
Q 認定に種類はあるの？

A: 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業では、3つの分野（子育て支援、介護支援、働きやすい職場環境づくり）それぞれで認定の可否を決定します。

Q 認定の基準はどうなっているの？

A: 認定するための基準は、**1.各分野共通項目** と **2.各分野独自項目** の2種類で構成しています。両方に該当していることが必要です。

1. 各分野共通項目 次の①～⑤をすべて満たしていることが必要です。



※1 ヒアリング時に、利用実績の詳細（例：育児休業等申請書、出勤簿・タイムカード等）を確認します。
 ※2 ヒアリングにより、申請時に記入した「A」「B」「C」の項目数と区の評価結果が異なる場合があります。
 ※3 ヒアリング時に、時間外労働時間の実績や発生した状況等を詳細に確認し厳格に審査を行います。

2. 各分野独自項目 分野ごとに定めている基準を満たしていることが必要です。

1 子育て支援分野

基準: 以下の「ア」と「イ」をどちらも満たしていること。
 （「イ」は常時101人以上の従業員を雇用している企業のみ）

- ア 育児・介護休業法に基づき、就業規則等が法定基準を満たすものとなっていること。
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ていること。

- 例**
- 誰もが育児休業を取得しやすい環境づくりについて措置を講じている。
 - 本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に対して、育児休業・産後パパ育休に関する制度等の個別の周知・意向確認を行っている。
 - 原則として育児休業取得前の職場に復帰できるようにする。

2 介護支援分野

基準: 介護休業制度、介護休暇制度、介護のための短時間勤務等の制度、介護のための所定外労働・時間外労働・深夜業の制限に関して、就業規則等に規定している内容が育児・介護休業法の法定基準を下回っていないこと。

- 例**
- 普段から介護休業について従業員に情報提供するなど、介護休業の利用を促進している。
 - 仕事の内容を見直したり、負担を軽減する等勤務への配慮を行っている。
 - 原則として介護休業取得前の職場に復帰できるようにしている。

3 働きやすい職場環境づくり分野

基準: 従業員の賃金、職場配置、採用状況について、男女で格差が生じていないこと。

- 例**
- ハラスメント防止のための取組を行っている。
 - 従業員の多様な働き方を支援している。
 - ボランティア休暇を設けるなど、従業員が地域活動等に参加できる制度を整えている。

